



解	テレビ・ラジオ	10月13日(水) 17時
	インターネット	10月13日(水) 17時
禁	新聞	10月14日(木) 朝刊

令和3年10月11日(月) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
学校安全課	生徒指導係 教育相談係	北島 康隆 荒金 啓子	内線 3143、3144 直通 058-272-8853 FAX 058-278-2825
特別支援教育課	発達障がい教育係	鷺見 佐知	内線 3553 直通 058-272-8751 FAX 058-278-2823

「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について

文部科学省が実施した「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について、本県の結果を次のとおりまとめましたのでお知らせします。

■ 調査結果の概要

I 調査の趣旨

教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくもの。

II 調査対象期間

令和2年度間

III 調査項目

- ・暴力行為(国公立小・中・高等学校)
- ・いじめ(国公立小・中・高・特別支援学校等)
- ・小・中学校の長期欠席(不登校等)(国公立小・中学校等)
- ・高等学校の長期欠席者(不登校等)(国公立高等学校)
- ・高等学校の中途退学等(国公立高等学校) 他

IV 調査結果のポイント(県内国公立学校の状況)

(1) 暴力行為について

本県における国公立の小・中学校、高等学校における暴力行為発生件数は1,968件(前年度2,752件)で、児童生徒1,000人当たりの発生件数は9.1件(全国値5.1件)であり、前年度の12.6件(全国値6.1件)より減少。

(2) いじめについて

本県における国公立の小・中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は6,838件(前年度10,962件)で、児童生徒1,000人当たりの認知件数は31.4件(全国値39.7件)であり、前年度の49.5件(全国値46.5件)より減少。

(3) 小・中学校における不登校児童生徒数について

本県における国公立の小・中学校における不登校児童生徒数は3,432人(前年度3,044人)で、児童生徒数1,000人当たりの不登校児童生徒数は21.5人(全国値20.5人)であり、前年度の18.8人(全国値18.8人)より増加。

(4) 高等学校における不登校生徒数について

本県における公立の高等学校における不登校生徒数は556人(前年度647人)で、生徒数1,000人当たりの不登校生徒数は10.6人(全国値13.9人)であり、前年度の11.9人(全国値15.8人)より減少。

(5) 高等学校における中途退学者数について

本県における公立の高等学校における中途退学者数は447人(前年度507人)で、中途退学率は0.8%(全国値1.1%)であり、前年度の0.9%(全国値1.3%)より減少。

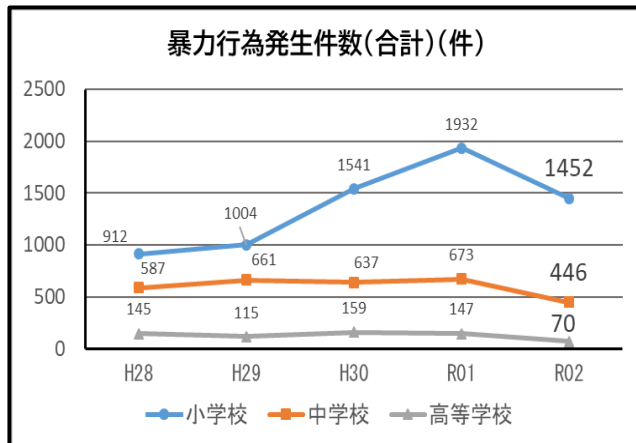
(1) 暴力行為 (国公立小・中・高等学校)

[①-1] 発生件数

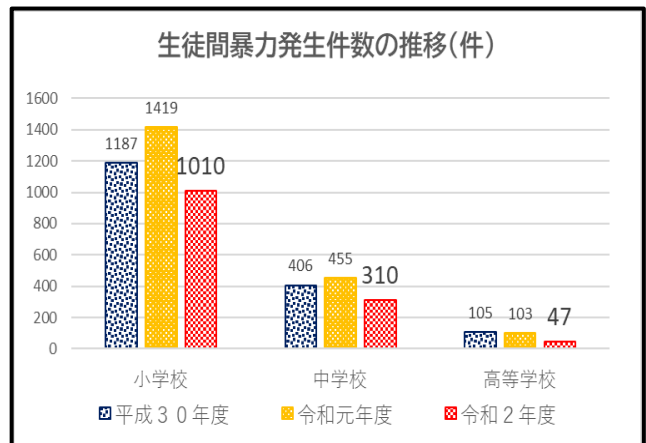
区分	岐阜県			
	R02	R01	増減	前年度比
小学校	1,452件(13.8件)	1,932件(18.1件)	△480件	-24.8%
中学校	446件(8.1件)	673件(12.2件)	△227件	-33.7%
高等学校	70件(1.3件)	147件(2.6件)	△77件	-52.4%
合計	1,968件(9.1件)	2,752件(12.6件)	△784件	-28.5%

※表の()内の数値は、1,000人当たりの発生件数

[①-2] 暴力行為発生件数の推移



[①-3] 生徒間暴力発生件数の推移



[①-4] 備考

■暴力行為の定義

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。

ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

◇小・中学校では減少。高等学校は半減。

■暴力行為別発生件数

対教師暴力	小学校	211件	前年度(260件)より	49件減
	中学校	42件	前年度(72件)より	30件減
	高等学校	8件	前年度(11件)より	3件減
生徒間暴力 (児童間)	小学校	1,010件	前年度(1,419件)より	409件減
	中学校	310件	前年度(455件)より	145件減
	高等学校	47件	前年度(103件)より	56件減
対人暴力	小学校	2件	前年度(14件)より	12件減
	中学校	4件	前年度(15件)より	11件減
	高等学校	2件	前年度(3件)より	1件減
器物損壊	小学校	229件	前年度(239件)より	10件減
	中学校	90件	前年度(131件)より	41件減
	高等学校	13件	前年度(30件)より	17件減

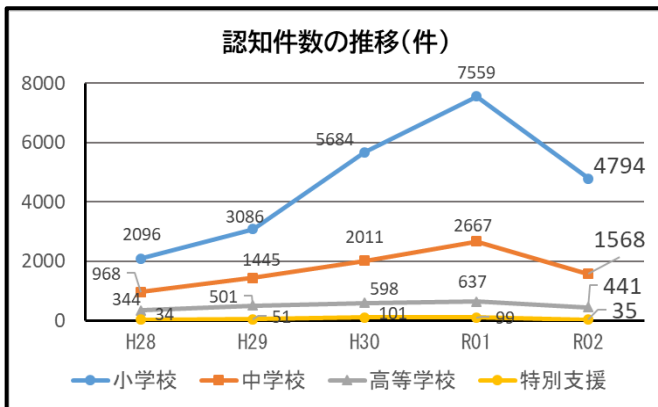
(2) いじめ（国公立小・中・高・特別支援学校）

〔2-1〕認知件数

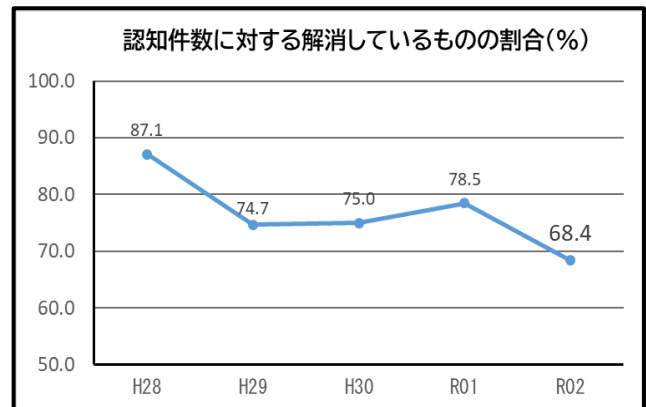
区 分	岐阜県			
	R02	R01	増減	前年度比
小学校	4,794 件	7,559 件	△2,765 件	-36.6%
中学校	1,568 件	2,667 件	△1,099 件	-41.2%
高等学校	441 件	637 件	△ 196 件	-30.8%
特別支援学校	35 件	99 件	△ 64 件	-64.6%
合 計	6,838 件(31.4 件)	10,962 件(49.5 件)	△4,124 件	-37.6%

※表の（ ）内の数値は、1,000人当たりの認知件数

〔2-2〕認知件数の推移



〔2-3〕「解消しているもの」の割合の推移



〔2-4〕備考

■いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価。（文部科学省）

■いじめの認知件数に対する「解消しているもの」の割合

認知件数6,838件中、「解消しているもの」4,677件

- *いじめの解消：①いじめに係る行為が、少なくとも3か月止んでいる。
②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない。

■いじめ発見のきっかけ ※上位5項目（12項目中）

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ①アンケート調査など学校の取組により発見 | 2,140件（1,667件減） |
| ②当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え | 1,621件（579件減） |
| ③本人からの訴え | 1,554件（1,013件減） |
| ④学級担任が発見 | 549件（452件減） |
| ⑤児童生徒（本人を除く）からの情報 | 493件（143件減） |

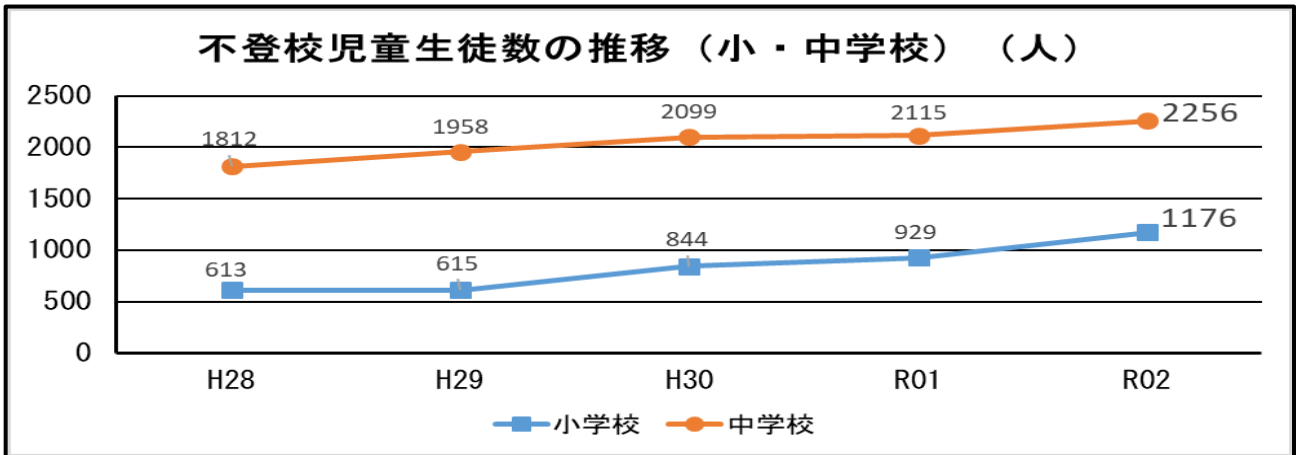
(3) 小・中学校の不登校（国公立小・中学校）

[3-1] 不登校児童生徒数

区分	岐阜県			
	R02	R01	増減	前年度比
小学校	1,176人(11.2人)	929人(8.7人)	+247人	26.6%
中学校	2,256人(41.0人)	2,115人(38.2人)	+141人	6.7%
合計	3,432人(21.5人)	3,044人(18.8人)	+388人	12.7%

※表の（ ）内の数値は、1,000人当たりの不登校児童生徒数

[3-2] 不登校児童生徒の推移



[3-3] 備考

■不登校とは

令和2年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒であって、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）

◇1,000人当たりの不登校数 小学校は11.2人、中学校は41.0人で共に増加した。

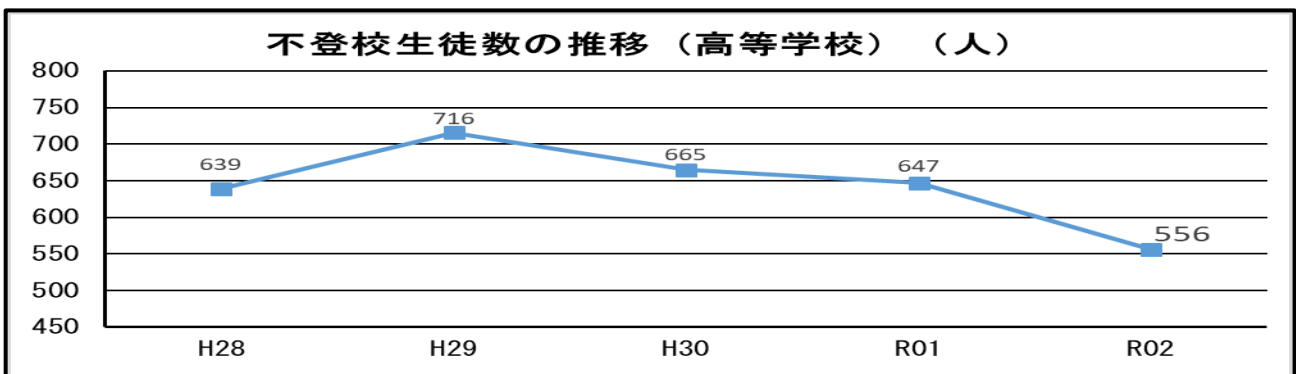
(4) 高等学校の不登校（公立高等学校）

[4-1] 不登校生徒数

区分	岐阜県		
	R02	R01	増減
公立高等学校	556人(10.6人)	647人(11.9人)	△91人
			前年度比 -14.1%

※表の（ ）内の数値は、1,000人当たりの不登校生徒数

[4-2] 不登校生徒の推移



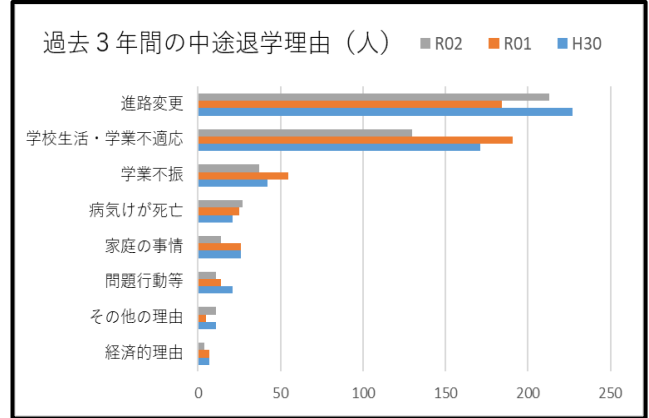
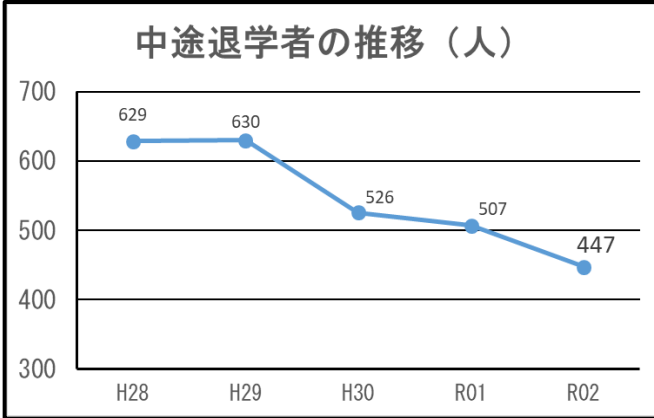
(5) 高等学校の中途退学等 (公立高等学校)

[5-1] 中途退学者数

岐阜県			
R02	R01	増減	前年度比
447 人 (0.8%)	507 人 (0.9%)	△60 人	-11.8%

※表の () 内の数値は、中途退学率

[5-2] 中途退学者の推移



[5-3] 備考

■退学者とは

令和2年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まない。